

新規上場申請のための半期報告書

(第6期中)

自 2025年6月1日
至 2025年11月30日

株式会社セイワホールディングス

目 次

頁

表 紙

| | |
|------------------------------------|----|
| 第一部 企業情報 | 1 |
| 第1 企業の概況 | 1 |
| 1 主要な経営指標等の推移 | 1 |
| 2 事業の内容 | 2 |
| 第2 事業の状況 | 3 |
| 1 事業等のリスク | 3 |
| 2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 | 3 |
| 3 重要な契約等 | 5 |
| 第3 提出会社の状況 | 6 |
| 1 株式等の状況 | 6 |
| (1) 株式の総数等 | 6 |
| (2) 新株予約権等の状況 | 6 |
| (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 | 8 |
| (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 | 8 |
| (5) 大株主の状況 | 8 |
| (6) 議決権の状況 | 9 |
| 2 役員の状況 | 9 |
| 第4 経理の状況 | 10 |
| 1 要約中間連結財務諸表 | 11 |
| (1) 要約中間連結財政状態計算書 | 11 |
| (2) 要約中間連結損益計算書及び要約中間連結包括利益計算書 | 13 |
| (3) 要約中間連結持分変動計算書 | 15 |
| (4) 要約中間連結キャッシュ・フロー計算書 | 16 |
| 2 その他 | 24 |
| 第二部 提出会社の保証会社等の情報 | 25 |

[期中レビュー報告書]

巻末

【表紙】

| | |
|------------|---------------------------------|
| 【提出書類】 | 新規上場申請のための半期報告書 |
| 【提出先】 | 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿 |
| 【提出日】 | 2026年2月20日 |
| 【中間会計期間】 | 第6期中（自 2025年6月1日 至 2025年11月30日） |
| 【会社名】 | 株式会社セイワホールディングス |
| 【英訳名】 | SEIWA HOLDINGS Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 野見山 勇大 |
| 【本店の所在の場所】 | 愛知県名古屋市中区錦一丁目8番11号 |
| 【電話番号】 | 052-265-8467（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役副社長 井川 径成 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 愛知県名古屋市中区錦一丁目8番11号 |
| 【電話番号】 | 052-265-8467（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役副社長 井川 径成 |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第5期 中間連結会計期間 | 第6期 中間連結会計期間 | 第5期 |
|-----------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| 会計期間 | 自 2024年 6月 1日 至 2024年11月30日 | 自 2025年 6月 1日 至 2025年11月30日 | 自 2024年6月 1日 至 2025年5月31日 |
| 売上収益 (百万円) | 3,634 | 3,874 | 7,769 |
| 税引前中間利益又は税引前利益 (百万円) | 370 | 844 | 563 |
| 親会社の所有者に帰属する中間 (当期) 利益 (百万円) | 221 | 667 | 327 |
| 親会社の所有者に帰属する中間 (当期) 包括利益 (百万円) | 213 | 683 | 323 |
| 親会社の所有者に帰属する持分 (百万円) | 60 | 1,550 | 842 |
| 総資産額 (百万円) | 10,922 | 11,538 | 11,274 |
| 基本的1株当たり中間(当期)利益 (円) | 16.45 | 44.27 | 23.34 |
| 希薄化後1株当たり中間(当期)利益 (円) | — | — | — |
| 親会社所有者帰属持分比率 (%) | 0.6 | 13.4 | 7.5 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円) | 504 | 388 | 1,358 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円) | △ 1,823 | △ 359 | △ 2,375 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円) | 1,995 | △ 281 | 2,607 |
| 現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高 (百万円) | 1,990 | 2,650 | 2,903 |

- (注) 1. 当社は要約中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 上記指標は、国際会計基準（以下「IFRS」という。）により作成された要約中間連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。
3. 希薄化後1株当たり中間(当期)利益については、新株予約権は存在するものの、権利確定が上場条件付きとなっているため希薄化効果の計算対象外ですので、記載しておりません。
4. 当社は、2025年12月24日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を実施しております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、基本的1株当たり中間(当期)利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び子会社）が営む事業の内容について、次の重要な変更がありました。なお、当社グループはモノづくり事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当社は、2025年4月16日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるタマ化工株式会社を通じて、株式会社勝山塗装工業所の工業塗装事業を譲り受けることを決議し、同日付で事業譲渡契約を締結しました。当契約に基づき2025年6月2日付で事業の譲受を完了いたしました。

当社の連結子会社であるタマ化工株式会社及び株式会社金谷塗装工業所では、当該塗装事業と同一の塗装方法（カチオン電着塗装）により事業を展開しており、譲受をすることで、販路の拡大や生産体制の増強、仕入れコストの削減等のシナジー効果を生み出すことができるものと判断しており、塗装事業にけるシェアの拡大と企業価値向上を目指してまいります。

また、主要な関係会社の異動として、株式会社ブレンズは、2025年9月8日付で当社の子会社である株式会社セイワ工業が保有するブレンズ社株式の全てを売却したため、当社の連結子会社ではなくなりました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 当中間期の経営成績の概況

当中間連結会計期間における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善等により、緩やかな回復基調が継続しております。一方で、米国の通貨政策や地政学リスクに起因する世界的景気後退懸念、金融資本市場の変動、国内の物価上昇等により、個人消費回復の動きは抑えられ、先行きは依然として不透明な状況が続いております。国内においては、中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化等を背景とした後継者問題の深刻化に対する解決策としてM&Aを有力な選択肢とする認知が進んでおり、引き続きM&A市場は堅調に拡大していくものと考えております。

このような経営環境の下、当社は「たたむにはもったいない中小企業を受け継ぎ、選ばれ続けるモノづくりグループをつくる」をMISSIONに掲げ、グループ各社の経営支援、新規顧客開拓活動、品質の向上、安全活動の徹底、カイゼンの推進を継続的に実施しグループ全体の企業価値向上に努めております。

当中間連結会計期間においては、事業承継の一環として、当社子会社であるタマ化工株式会社を譲受人として、新たに株式会社勝山塗装工業所のカチオン電着塗装業に関する事業譲受を実施し、タマ化工株式会社東松山工場としての稼働を開始しております。また、今後の機動的なM&Aの実行を可能とすること及び金利負担の減少を目的として、総額3,250百万円の当座貸越枠及びコミットメントラインを新たに設定しております。一方で、ノンコア事業となった株式会社プレズンの売却を行いました。

以上の結果、売上収益は3,874百万円（前年同期比6.6%増）、営業利益は939百万円（前年同期比123.8%増）、税引前中間利益は844百万円（前年同期比127.6%増）、親会社の所有者に帰属する中間利益は667百万円（前年同期比201.1%増）となりました。

なお、当社グループはモノづくり事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 当中間期の財政状態の概況

(資産)

当中間連結会計期間末の流動資産は、前連結会計年度末より78百万円減少の4,927百万円となりました。非流動資産は同342百万円増加の6,610百万円となりました。

流動資産の減少の主な要因は、現金及び現金同等物の減少と営業債権及びその他の債権の増加によるものです。

非流動資産の増加の主な要因は、事業譲受に伴う有形固定資産の増加等によるものです。

(負債)

当中間連結会計期間末の流動負債は、同954百万円増加の4,082百万円となりました。非流動負債は同1,399百万円減少の5,905百万円となりました。

流動負債の増加並びに非流動負債の減少の主な要因は、短期借入の実施及び長期借入金の早期弁済によるものです。

(資本)

当中間連結会計期間末の資本は、同708百万円増加の1,550百万円となりました。これは主に中間利益の計上によるものです。

(3) 当中間期のキャッシュ・フローの概況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は、前連結会計年度末と比べて252百万円減少し、2,650百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において営業活動の結果獲得した資金は388百万円となりました。その主な要因は、税引前中間利益の計上844百万円、減価償却費、償却費及び減損損失の計上214百万円があった一方で、営業債権及びその他の債権の増加額231百万円や法人所得税の支払額263百万円等があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は359百万円となりました。これは主に、事業譲受による支出263百万円等があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により支出した資金は281百万円となりました。これは主に、短期借入金の純増加額1,100百万円及び長期借入れによる収入1,730百万円があった一方で、長期借入金の返済による支出3,040百万円があったことによるものです。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当中間連結会計期間における当社グループ全体の研究開発費は、0百万円です。

なお、当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因は、主に当社グループを取り巻く事業環境にあり、(1) 当中間期の経営成績の概況に記載のとおりであります。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループは、事業運営上必要な資金を確保するとともに、経営環境の急激な変化に耐えうる流動性を維持することを基本方針としており、金融機関との当座貸越及びコミットメント・ライン契約の締結により十分な手元流動性を確保しております。

長期資金需要につきましては、金融機関からの借入等、金利コストの最小化を図れるような調達方法を検討しております。短期資金需要につきましては、金融機関からの短期借入を基本としております。

3 【重要な契約等】

(1) 株式譲渡契約

2025年8月28日開催の取締役会において、当社の子会社である株式会社セイワ工業が所有する株式会社ブレンズの全株式の売却を決議しました。2025年9月2日付で株式譲渡契約を締結し、2025年9月8日付で株式を譲渡いたしました。

(2) 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約

2024年11月27日付で以下の財務上の特約が付された金銭消費貸借契約を締結いたしました。2025年8月29日付で完済に伴い当該契約は終了いたしました。

| | |
|-------------|--|
| 連結子会社名称 | 株式会社富士商事 |
| 住所 | 愛知県名古屋市中区錦一丁目8番11号 |
| 代表者氏名 | 野見山 勇大 |
| 契約締結日 | 2024年11月27日 |
| 相手方の属性 | 地方銀行、信用金庫（シンジケートローン方式） |
| 債務の期末残高 | 1,800百万円 |
| 債務の弁済期限 | 2031年12月1日 |
| 当該債務に付された担保 | 株式会社富士鍍金工業所の土地建物、預金債権、株式等 |
| 財務上の特約の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・利益維持(2期連続経常損失とならないこと) ・純資産制限(2025年5月期又は直前期末比で75%維持) ・配当制限 ・役員報酬制限 ・金融債務制限 ・担保提供、保証提供制限 ・設備投資、投融資制限 ・ICL 制限 等 |

なお、2024年4月1日前に締結された財務上の特約等が付されたローン契約につきましては、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」附則第3条第6項により記載を省略しております。

(3) 当座貸越契約及びコミットメント・ライン契約

当中間連結会計期間において、当社は、運転資金等の効率的かつ機動的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約及びコミットメント・ライン契約を締結いたしました。

契約概要等は以下の通りであります。

| 相手先 | 契約期間 | 契約内容 |
|-----------|---|---------------------------------|
| 株式会社あいち銀行 | 自 2025年8月29日 至 2026年8月31日 以後1年ごとの自動更新 | 当座貸越契約 (契約極度額 1,000百万円) |
| | 自 2025年8月29日 至 2026年8月31日 | コミットメント・ライン契約 (契約極度額 500百万円) |
| 株式会社みずほ銀行 | 自 2025年9月30日 至 2026年9月30日 以後1年ごとの自動更新 | 当座貸越契約 (契約極度額 1,750百万円) |

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 240,000 |
| 計 | 240,000 |

(注) 2025年12月24日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は60,100,000株増加し、60,340,000株となっております。

②【発行済株式】

| 種類 | 中間会計期間末現在発行数(株) (2025年11月30日) | 提出日現在発行数(株) (2026年2月20日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|----------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|--|
| 普通株式 | 150,850 | 15,085,000 | 非上場 | 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、1単元の株式数は100株となります。 |
| 計 | 150,850 | 15,085,000 | — | — |

(注) 1. 2025年12月24日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で1株につき100株の割合で株式分割を行ったことから、発行済株式の総数は14,934,150株増加し、15,085,000株となっております。
2. 2025年12月24日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第7回新株予約権

| | |
|---|--|
| 決議年月日 | 2025年11月19日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役(監査等委員である取締役) 1 当社従業員 16 当社子会社取締役 3 当社子会社従業員 7 |
| 新株予約権の数(個)※ | 568(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※ | 普通株式 568[56,800](注)1、5 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)※ | 3,685[37](注)2、5 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2027年12月1日 至 2033年12月29日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※ | 発行価格 3,685[37] 資本組入額 1,843[19](注)5 |
| 新株予約権の行使の条件※ | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項※ | 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※ | (注)4 |

※ 新株予約権発行時(2025年11月30日)における内容を記載しております。新株予約権発行時から提出日の前月末現在

(2026年1月31日) にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については新株予約権発行時における内容から変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、最近事業年度の末日現在では1株、提出日の前月末現在は100株とする。当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- (1) 予約権者は、本新株予約権の行使時において当社及び当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、執行役員、顧問又は従業員等(以下「当社の従業員等」という。)の地位を有していることを要する。ただし、当社の従業員等の地位を任期満了により退任又は定年により退職した場合並びに正当な事由がある場合はこの限りでない。
- (2) 予約権者は、当社の発行に係る普通株式の株式上場(当該普通株式がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。)の日以降に限り、本新株予約権を行使することができる。
- (3) 予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間(1月1日から12月31日まで)の合計額は、2,400万円を超えてはならないものとする。
- (4) 予約権者は、自己に割り当てされた本新株予約権の数(以下「割当数」という。)に対して、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として本新株予約権を行使することができる。
 - ① 株式上場の日から1年後の応当日の前日まで：割当数の40%
 - ② 株式上場の日から2年後の応当日の前日まで：割当数の60%
 - ③ 株式上場の日から3年後の応当日の前日まで：割当数の100%
- (5) 予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、本新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。
- (2) 本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。
- (3) 当社が消滅会社になる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたときは、当社の決議により本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 2025年12月24日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数増減数(株) | 発行済株式総数残高(株) | 資本金増減額(百万円) | 資本金残高(百万円) | 資本準備金増減額(百万円) | 資本準備金残高(百万円) |
|---------------------------|---------------|-----------------|-------------|------------|---------------|--------------|
| 2025年6月1日～ 2025年11月30日 | — | 普通株式 150,850 | — | 100 | — | — |

(注) 2025年12月24日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で1株につき100株の割合で株式分割を行ったことから、発行済株式の総数は14,934,150株増加し、15,085,000株となっております。

(5)【大株主の状況】

2025年11月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---------------------------|----------------------|----------|-----------------------------------|
| 野見山 勇大 | 愛知県弥富市 | 114,455 | 75.87 |
| 石田 克史 | 東京都目黒区 | 13,658 | 9.05 |
| 株式会社フューチャーラボ | 滋賀県長浜市名越町1016番地4 | 12,742 | 8.45 |
| DBC1号投資事業有限責任組合 | 東京都港区赤坂八丁目11番37号 | 4,795 | 3.18 |
| あいぎん未来創造ファンド4号投資事業有限責任組合 | 静岡県静岡市清水区草薙北2番1号 | 3,300 | 2.19 |
| あいぎんベンチャーファンド2号投資事業有限責任組合 | 愛知県名古屋市昭和区鶴舞一丁目2番32号 | 1,150 | 0.76 |
| 井川 径成 | 愛知県名古屋市昭和区 | 125 | 0.08 |
| 森 祐介 | 愛知県日進市 | 125 | 0.08 |
| 児玉 栄司 | 滋賀県長浜市 | 125 | 0.08 |
| 三宅 悠介 | 愛知県名古屋市中川区 | 75 | 0.05 |
| 安東 秀顕 | 愛知県名古屋市千種区 | 75 | 0.05 |
| 山下 裕輔 | 愛知県名古屋市瑞穂区 | 75 | 0.05 |
| 計 | — | 150,700 | 99.90 |

(注) 2025年12月24日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記所有株式数については、当該株式分割前の所有株式数を記載しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年11月30日現在

| 区分 | 株式数 (株) | 議決権の数 (個) | 内容 |
|-----------------|-----------------|-----------|---------------------------------|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式 (自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式 (その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式 (自己株式等) | — | — | — |
| 完全議決権株式 (その他) | 普通株式 150,850 | 150,850 | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 |
| 単元未満株式 | — | — | — |
| 発行済株式総数 | 150,850 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 150,850 | — |

(注) 2025年12月24日開催の取締役会決議により、2026年1月8日付で1株につき100株の割合で株式分割を行うとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式 (その他) の株式数は普通株式15,085,000株、議決権の数は150,850個、発行済株式総数の株式数は15,085,000株、総株主の議決権の議決権の数は150,850個となっております。

② 【自己株式等】

2025年11月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数 (株) | 他人名義所有株式数 (株) | 所有株式数の合計 (株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%) |
|------------|--------|---------------|---------------|--------------|-------------------------|
| — | — | — | — | — | — |
| 計 | — | — | — | — | — |

2 【役員の状況】

前事業年度に係る定時株主総会終了後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 要約中間連結財務諸表の作成方法について

当社の要約中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第312条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

なお、当社の要約中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、中間連結会計期間（2025年6月1日から2025年11月30日まで）に係る要約中間連結財務諸表について、仰星監査法人による期中レビューを受けております。

1 【要約中間連結財務諸表】

(1) 【要約中間連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

| | 注記 | 前連結会計年度 (2025年 5月31日) | 当中間連結会計期間 (2025年11月30日) |
|--------------|----|--------------------------|----------------------------|
| 資産 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現金及び現金同等物 | | 2,903 | 2,650 |
| 営業債権及びその他の債権 | | 1,452 | 1,631 |
| 棚卸資産 | | 509 | 477 |
| その他の金融資産 | 11 | 64 | 70 |
| その他の流動資産 | | 75 | 97 |
| 流動資産合計 | | 5,006 | 4,927 |
| 非流動資産 | | | |
| 有形固定資産 | | 2,432 | 2,900 |
| 使用権資産 | | 694 | 651 |
| のれん | | 1,464 | 1,464 |
| 無形資産 | | 1,470 | 1,371 |
| その他の金融資産 | 11 | 162 | 172 |
| 繰延税金資産 | | 43 | 39 |
| その他の非流動資産 | | 1 | 10 |
| 非流動資産合計 | | 6,268 | 6,610 |
| 資産合計 | | 11,274 | 11,538 |

(単位：百万円)

| | 注記 | 前連結会計年度 (2025年 5月31日) | 当中間連結会計期間 (2025年11月30日) |
|------------------|----|--------------------------|----------------------------|
| 負債及び資本 | | | |
| 負債 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 営業債務及びその他の債務 | | 716 | 847 |
| 未払法人所得税 | | 212 | 175 |
| 社債及び借入金 | 11 | 1,371 | 2,380 |
| リース負債 | | 106 | 105 |
| 引当金 | | 20 | — |
| その他の流動負債 | | 699 | 572 |
| 流動負債合計 | | 3,127 | 4,082 |
| 非流動負債 | | | |
| 社債及び借入金 | 11 | 5,833 | 4,390 |
| リース負債 | | 572 | 533 |
| 退職給付に係る負債 | | 44 | 43 |
| 引当金 | | 98 | 112 |
| 繰延税金負債 | | 578 | 656 |
| その他の非流動負債 | | 176 | 169 |
| 非流動負債合計 | | 7,304 | 5,905 |
| 負債合計 | | 10,431 | 9,987 |
| 資本 | | | |
| 資本金 | | 100 | 100 |
| 資本剰余金 | | 877 | 902 |
| 利益剰余金 | | △147 | 520 |
| その他の資本の構成要素 | | 12 | 27 |
| 親会社の所有者に帰属する持分合計 | | 842 | 1,550 |
| 資本合計 | | 842 | 1,550 |
| 負債及び資本合計 | | 11,274 | 11,538 |

(2) 【要約中間連結損益計算書及び要約中間連結包括利益計算書】

【要約中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

| | 注記 | 前中間連結会計期間 (自 2024年 6月 1日 至 2024年11月30日) | 当中間連結会計期間 (自 2025年 6月 1日 至 2025年11月30日) |
|------------------|----|---|---|
| 売上収益 | 8 | 3,634 | 3,874 |
| 売上原価 | | 2,517 | 2,439 |
| 売上総利益 | | 1,117 | 1,435 |
| 販売費及び一般管理費 | | 711 | 811 |
| その他の収益 | 9 | 14 | 316 |
| その他の費用 | | 0 | 1 |
| 営業利益 | | 419 | 939 |
| 金融収益 | | 6 | 6 |
| 金融費用 | | 55 | 102 |
| 税引前中間利益 | | 370 | 844 |
| 法人所得税費用 | | 149 | 176 |
| 中間利益 | | 221 | 667 |
| 中間利益の帰属 | | | |
| 親会社の所有者 | | 221 | 667 |
| 中間利益 | | 221 | 667 |
| 1株当たり中間利益 | | | |
| 基本的1株当たり中間利益(円) | 10 | 16.45 | 44.27 |
| 希薄化後1株当たり中間利益(円) | 10 | — | — |

【要約中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

| 注記 | 前中間連結会計期間 (自 2024年 6月 1日 至 2024年11月30日) | 当中間連結会計期間 (自 2025年 6月 1日 至 2025年11月30日) |
|---------------------------|---|---|
| 中間利益 | 221 | 667 |
| その他の包括利益 | | |
| 純損益に振り替えられることのない項目 | | |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | △7 | 15 |
| 純損益に振り替えられることのない項目 | △7 | 15 |
| 合計 | | |
| 税引後その他の包括利益 | △7 | 15 |
| 中間包括利益 | 213 | 683 |
| 中間包括利益の帰属 | | |
| 親会社の所有者 | 213 | 683 |
| 中間包括利益 | 213 | 683 |

(3) 【要約中間連結持分変動計算書】

前中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)

(単位：百万円)

| 注記 | 親会社の所有者に帰属する持分 | | | | 合計 | 合計 |
|---------------|----------------|-------|-------|--|------|------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | その他の資本 の構成要素 その他の包括 利益を通じて 公正価値で測 定する金融資 産 | | |
| 2024年6月1日残高 | 100 | 225 | △516 | 15 | △174 | △174 |
| 中間利益 | | | 221 | | 221 | 221 |
| その他の包括利益 | | | | △7 | △7 | △7 |
| 中間包括利益合計 | — | — | 221 | △7 | 213 | 213 |
| 株式報酬取引 | | 21 | | | 21 | 21 |
| 所有者との取引額合計 | — | 21 | — | — | 21 | 21 |
| 2024年11月30日残高 | 100 | 247 | △294 | 7 | 60 | 60 |

当中間連結会計期間 (自 2025年6月1日 至 2025年11月30日)

(単位：百万円)

| 注記 | 親会社の所有者に帰属する持分 | | | | 合計 | 合計 |
|---------------|----------------|-------|-------|--|-------|-------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | その他の資本 の構成要素 その他の包括 利益を通じて 公正価値で測 定する金融資 産 | | |
| 2025年6月1日残高 | 100 | 877 | △147 | 12 | 842 | 842 |
| 中間利益 | | | 667 | | 667 | 667 |
| その他の包括利益 | | | | 15 | 15 | 15 |
| 中間包括利益合計 | — | — | 667 | 15 | 683 | 683 |
| 株式報酬取引 | | 24 | | | 24 | 24 |
| 所有者との取引額合計 | — | 24 | — | — | 24 | 24 |
| 2025年11月30日残高 | 100 | 902 | 520 | 27 | 1,550 | 1,550 |

(4) 【要約中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 注記 | 前中間連結会計期間 (自 2024年 6月 1日 至 2024年11月30日) | 当中間連結会計期間 (自 2025年 6月 1日 至 2025年11月30日) |
|--------------------------|----|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 税引前中間利益 | | 370 | 844 |
| 減価償却費、償却費及び減損損失 | | 167 | 214 |
| 受取利息及び受取配当金 | | △1 | △4 |
| 支払利息 | | 46 | 99 |
| 固定資産売却損益 (△は益) | | △1 | △1 |
| 固定資産除却損 | | 0 | 0 |
| 負ののれん発生益 | | — | △168 |
| 子会社株式売却益 | | — | △132 |
| 営業債権及びその他の債権の増減額 (△は増加) | | △68 | △231 |
| 棚卸資産の増減額 (△は増加) | | △70 | 21 |
| 営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少) | | 142 | 173 |
| 退職給付に係る負債の増減額 (△は減少) | | △0 | △1 |
| その他 | | 57 | △135 |
| 小計 | | 641 | 677 |
| 利息及び配当金の受取額 | | 1 | 4 |
| 利息の支払額 | | △41 | △55 |
| 法人所得税の還付額 | | 17 | 25 |
| 法人所得税の支払額 | | △114 | △263 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | 504 | 388 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 保険積立金の積立による支出 | | △1 | △1 |
| 保険積立金の解約による収入 | | 17 | 12 |
| 有形固定資産及び無形資産の取得による支出 | | △252 | △89 |
| 有形固定資産の売却による収入 | | 1 | 2 |
| 投資有価証券の取得による支出 | | △0 | △4 |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出 | 6 | △1,592 | — |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出 | 6 | — | △17 |
| 事業譲受による支出 | 6 | — | △263 |
| その他 | | 5 | 0 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | △1,823 | △359 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 短期借入金の純増減額 (△は減少) | | — | 1,100 |
| 長期借入れによる収入 | | 2,560 | 1,730 |
| 長期借入金の返済による支出 | | △490 | △3,040 |
| 社債の償還による支出 | | △8 | △8 |
| リース負債の返済による支出 | | △55 | △57 |
| その他 | | △10 | △5 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | 1,995 | △281 |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | | 677 | △252 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | | 1,312 | 2,903 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | | 0 | 0 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | | 1,990 | 2,650 |

【要約中間連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社セイワホールディングス（以下「当社」という。）は日本に所在する株式会社であります。その登記されている本社及び主要な事業所の住所は当社のウェブサイト（<https://seiwaholdings.co.jp/>）で開示しております。当社の要約中間連結財務諸表は、2025年11月30日を期末日とし、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）により構成されております。

当社グループの事業内容は、モノづくり事業の単一セグメントであります。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの要約中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第312条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

要約中間連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

本要約中間連結財務諸表は、2026年2月19日に代表取締役社長野見山勇大及び最高財務責任者井川径成によって承認されております。

(2) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約中間連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を切り捨てて表示しております。

3. 重要性がある会計方針

要約中間連結財務諸表において適用する重要性がある会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

なお、当中間連結会計期間の法人所得税費用は、見積年次実効税率を基に算定しております。

4. 重要な会計上の見積り及び判断

IFRSに準拠した要約中間連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識されます。

経営者が行った要約中間連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

5. セグメント情報

報告セグメントの概要

当社グループはモノづくり事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

6. 企業結合

前中間連結会計期間（自 2024年6月1日 至 2024年11月30日）

(1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容
被取得企業の名称 株式会社富士鍍金工業所
事業の内容 めっき加工事業
- ② 取得日
2024年11月30日
- ③ 取得した議決権付資本持分の割合
100%
- ④ 企業結合を行った主な理由
株式会社富士鍍金工業所は、主に半導体製品や工業機械のめっき加工事業を行っており、同種の事業を行っている東栄コーティング株式会社との連携による営業力・収益性の向上や間接業務の効率化を図り、塗装事業における競争力を高めるためであります。
- ⑤ 被取得企業の支配の獲得方法
現金を対価とする株式取得

(2) 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：百万円)

| | 金額 |
|---------------------|-------|
| 支払対価の公正価値(現金) | 1,900 |
| 取得資産及び引受負債の公正価値 | |
| 現金及び現金同等物 | 307 |
| 営業債権及びその他の債権 | 142 |
| 棚卸資産 | 9 |
| 有形固定資産 | 254 |
| 無形資産 | 378 |
| 営業債務及びその他の債務 | △8 |
| 未払法人所得税 | △52 |
| 引当金 | △30 |
| 繰延税金負債 | △119 |
| その他 | △51 |
| 取得資産及び引受負債の公正価値（純額） | 831 |
| のれん | 1,068 |

当該企業結合に係る取得関連費用は1百万円であり、すべて要約中間連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力であります。

なお、のれんについて、税務上損金算入を見込んでいる金額はありません。

(3) 取得に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

| | 金額 |
|---------------------------|-------|
| 取得により支出した現金及び現金同等物 | 1,900 |
| 取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物 | △307 |
| 子会社の取得による支出 | 1,592 |

(4) 業績に与える影響

当社グループの要約中間連結損益計算書には、取得日が中間連結会計期間末日であるため株式会社富士鍍金工業所から生じた売上収益及び中間利益は含まれておりません。また、企業結合が期首に実施されたと仮定した場合、当中間連結会計期間における当社グループの売上収益及び中間利益は、それぞれ426百万円及び96百万円の増加であったと算定されます。なお、当該プロフォーマ情報は期中レビューを受けておりません。

当中間連結会計期間（自 2025年6月1日 至 2025年11月30日）

(1) 企業結合の概要

① 事業譲受の相手先企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社勝山塗装工業所

事業の内容 工業塗装事業

② 事業譲受日

2025年6月2日

③ 事業譲受を行った主な理由

当社の連結子会社であるタマ化工株式会社及び株式会社金谷塗装工業所では、当該塗装事業と同一の塗装方法（カチオン電着塗装）により事業を展開しており、譲受をすることで、販路の拡大や生産体制の増強、仕入れコストの削減等のシナジー効果を生み出すことができるものと判断しており、塗装事業におけるシェアの拡大と企業価値向上を目指してまいります。

④ 事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(2) 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値分

(単位：百万円)

| | 金額 |
|---------------------|-----|
| 支払対価の公正価値（現金） | 263 |
| 取得資産及び引受負債の公正価値 | |
| 有形固定資産 | 544 |
| 引当金 | △21 |
| 繰延税金負債 | △91 |
| その他 | 0 |
| 取得資産及び引受負債の公正価値（純額） | 432 |
| 負ののれん発生益 | 168 |

当該企業結合に係る取得関連費用は14百万円であり、すべて要約中間連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

負ののれんの発生益は、取得資産及び引受負債の差額が取得対価を上回ったため生じており、要約中間連結損益計算書の「その他の収益」に計上されています。

(3) 取得に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

| | 金額 |
|---------------------------|-----|
| 取得により支出した現金及び現金同等物 | 263 |
| 取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物 | — |
| 事業譲受による支出 | 263 |

(4) 業績に与える影響

事業譲受日以降に被取得企業から生じた、売上収益及び中間利益は、重要性が乏しいため記載を省略しております。

また、当該企業結合が当中間連結会計期間期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、要約中間連結財務諸表に与える影響額に重要性がないため開示しておりません。なお、当該プロフォーマ情報は期中レビューを受けておりません。

(ブレンズ株式の売却)

当社は、2025年8月28日開催の取締役会において、当社の連結子会社である㈱セイワ工業が保有する㈱ブレンズの全株式を㈱タイセイプラスへ譲渡することを決議し、2025年9月2日付で株式譲渡契約を締結のうえ、2025年9月8日付で株式譲渡を実施したことにより㈱ブレンズの支配を喪失しました。

(1) 支配の喪失を伴う資産及び負債

(単位：百万円)

| 項目 | 金額 |
|-------------|-----|
| 支配喪失時の資産の内訳 | |
| 流動資産 | 84 |
| 非流動資産 | 54 |
| 支配喪失時の負債の内訳 | |
| 流動負債 | 80 |
| 非流動負債 | 202 |

(2) 支配の喪失に伴う損益

(単位：百万円)

| 項目 | 金額 |
|-----------------|-----|
| 支配の喪失に伴って認識した利益 | 142 |
| 売却に伴う付随費用 | △10 |
| 子会社株式売却益 | 132 |

(3) 支配の喪失に伴う現金及び現金同等物の変動

(単位：百万円)

| 項目 | 金額 |
|-------------------------|-----|
| 現金による受取対価 | 0 |
| 連結除外した子会社における現金及び現金同等物 | △17 |
| 連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出 | 17 |

7. 配当金

前中間連結会計期間（自 2024年6月1日 至 2024年11月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年6月1日 至 2025年11月30日）

該当事項はありません。

8. 売上収益

収益の分解

当社グループは、製造業を中心とした、単一セグメントのモノづくり事業を展開しております。
顧客との契約から認識した収益の分解は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 前中間連結会計期間 (自 2024年 6月 1日 至 2024年11月30日) | 当中間連結会計期間 (自 2025年 6月 1日 至 2025年11月30日) |
|----------------------|---|---|
| 一時点で移転される財又はサービス | 3,030 | 3,273 |
| 一定期間にわたり移転される財又はサービス | 604 | 601 |
| 合計 | 3,634 | 3,874 |

一時点で移転される財又はサービスについては、製品の販売において、製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち製品を顧客に引き渡しまたは検収を受けた時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客から支払いを受ける権利を得るため、その時点で収益を認識しております。

一定期間にわたり移転される財又はサービスについては、工事請負契約に基づいた義務の履行により資産が創出され又は増価につれて顧客が当該資産を支配することから、主に契約期間にわたる工事の進捗に応じて収益を認識しております。

9. その他の収益

その他の収益の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 前中間連結会計期間 (自 2024年 6月 1日 至 2024年11月30日) | 当中間連結会計期間 (自 2025年 6月 1日 至 2025年11月30日) |
|----------|---|---|
| 負ののれん発生益 | — | 168 |
| 子会社株式売却益 | — | 132 |
| その他 | 14 | 15 |
| 合計 | 14 | 316 |

(注) 負ののれん発生益及び子会社株式売却益については、注記「6. 企業結合」に記載しております。

10. 1株当たり利益

基本的1株当たり中間利益及び希薄化後1株当たり中間利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

| | 前中間連結会計期間 (自 2024年 6月 1日 至 2024年11月30日) | 当中間連結会計期間 (自 2025年 6月 1日 至 2025年11月30日) |
|------------------------|---|---|
| 親会社の所有者に帰属する中間利益 (百万円) | 221 | 667 |
| 加重平均普通株式数 (千株) | 13,480 | 15,085 |
| 基本的1株当たり中間利益 (円) | 16.45 | 44.27 |

(注) 1. 希薄化後1株当たり中間利益については、新株予約権は存在するものの、権利確定が上場条件付きとなっているため希薄化効果の計算対象外ですので、記載しておりません。

2. 当社は、2026年1月8日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っています。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的1株当たり中間利益を算定しています。

11. 金融商品の公正価値

(1) 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値を、公正価値の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

① 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、その他の金融資産、営業債務及びその他の債務）
短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（その他の金融資産）

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しております。投資信託は、取引金融機関から提示された公正価値を使用しています。保険積立金の公正価値は、解約返戻金の金額等を勘案し、算定しております。

（社債及び借入金）

社債の公正価値は、債務額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

② 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。なお、重要性の乏しい金融商品は、次の表に含めておりません。

（単位：百万円）

| | 前連結会計年度 (2025年5月31日) | | 当中間連結会計期間 (2025年11月30日) | |
|---------------|-------------------------|-------|----------------------------|-------|
| | 帳簿価額 | 公正価値 | 帳簿価額 | 公正価値 |
| 償却原価で測定する金融負債 | | | | |
| 借入金 | 7,181 | 7,271 | 6,754 | 6,791 |
| 社債 | 24 | 23 | 16 | 16 |
| 合計 | 7,205 | 7,295 | 6,770 | 6,807 |

（注） 借入金及び社債の公正価値はレベル2に分類しております。

- ③ 公正価値で測定する金融商品
公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

前連結会計年度（2025年5月31日）

（単位：百万円）

| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|---------------------------|------|------|------|-----|
| 資産： | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | | | |
| その他の金融資産 | | | | |
| 投資信託 | — | 6 | — | 6 |
| 出資金 | — | — | 7 | 7 |
| ゴルフ会員権 | — | 0 | — | 0 |
| 保険積立金 | — | — | 61 | 61 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | | | |
| その他の金融資産 | | | | |
| 株式 | 58 | — | — | 58 |
| 合計 | 58 | 6 | 68 | 133 |

当中間連結会計期間（2025年11月30日）

（単位：百万円）

| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|---------------------------|------|------|------|-----|
| 資産： | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | | | |
| その他の金融資産 | | | | |
| 投資信託 | — | 7 | — | 7 |
| 出資金 | — | — | 7 | 7 |
| ゴルフ会員権 | — | 0 | — | 0 |
| 保険積立金 | — | — | 51 | 51 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | | | |
| その他の金融資産 | | | | |
| 株式 | 82 | — | — | 82 |
| 合計 | 82 | 8 | 58 | 149 |

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。各年度において、公正価値レベル1とレベル2の間の重要な振替は行われておりません。

- ④ 評価プロセス

レベル3に分類された金融商品の公正価値の測定に際しては、対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクを最も適切に反映できる評価技法及びインプットを用いております。また公正価値の測定結果については適切な責任者のレビューを受けております。

⑤ レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

レベル3に分類された金融商品の期首から期末までの変動は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 前中間連結会計期間 (自 2024年 6月 1日 至 2024年11月30日) | 当中間連結会計期間 (自 2025年 6月 1日 至 2025年11月30日) |
|--------|---|---|
| 期首残高 | 64 | 68 |
| 購入 | 1 | 1 |
| 売却又は解約 | △12 | △10 |
| その他 | 8 | — |
| 期末残高 | 61 | 58 |

12. 後発事象

(株式分割)

2025年12月24日開催の取締役会及び2026年1月8日開催の株主総会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議しました。

(1) 株式分割の目的

上場後の株価水準を株式会社東京証券取引所の求める望ましい投資金額である1単元が50万円未満になることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

① 株式分割の方法

2026年1月8日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、2026年1月8日付で1株につき100株の割合をもって分割します。

② 株式分割により増加する株式数

| | |
|-----------------|-------------|
| 株式分割前の発行済株式総数 | 150,850株 |
| 今回の分割により増加する株式数 | 14,934,150株 |
| 株式分割後の発行済株式総数 | 15,085,000株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数 | 60,340,000株 |

③ 株式分割の日程

| | |
|-------|-----------|
| 基準日 | 2026年1月8日 |
| 効力発生日 | 2026年1月8日 |

(3) 1株当たり利益に及ぼす影響

1株当たり利益に及ぼす影響は、該当箇所に記載しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

株式会社セイワホールディングス
取締役会 御中

仰星監査法人
名古屋事務所
指定社員
業務執行社員

公認会計士 堤 紀彦

指定社員
業務執行社員

公認会計士 川合利弥

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セイワホールディングスの2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年6月1日から2025年11月30日まで）に係る要約中間連結財務諸表、すなわち、要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結損益計算書、要約中間連結包括利益計算書、要約中間連結持分変動計算書、要約中間連結キャッシュ・フロー計算書及び要約中間連結財務諸表注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社セイワホールディングス及び連結子会社の2025年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき要約中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から要約中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の

期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約中間連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において要約中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 要約中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 要約中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上